

# 京都大学における生物多様性条約/名古屋議定書に関わる対応フロー

## 国際（ABS）クリアリングハウス

⑤国際遵守証明書(IRCC)が掲載される

④PIC, MATの  
手続き完了を通知

研究者は海外遺伝資源へのアクセス・利用の際には、資源提供国の法令を遵守すること  
(青の矢印：研究者が対応)

情報共有

※赤字⑥～⑧：「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針」(2017/8/20施行)で新たに必要になる事項

環境省

⑦IRCC掲載  
報告等

⑧利用の  
モニタリング

資源提供国

全学

遺伝資源：  
生物サンプル  
伝統的知識

提供国政府

②事前同意  
(PIC)

①相互に  
合意する条件  
(MAT)

提供者  
提供機関

研究者  
所属機関

③サンプル  
持出し

各部署

研究協力掛等

連絡  
相談

対応

研究者

環境大臣への報告

⑥確認

相談

支援

研究倫理・安全推進委員会

研究倫理・安全推進室

- ・周知（教育/啓発等）
- ・現状把握（状況調査等）等

必要に応じて連携

産官学連携本部 等

注：法令のない国でも地域共同体等への配慮を必要に応じて行う